

共同企業体が参加し得る入札案件における建設工事の発注取扱要綱

平成 29 年 10 月 30 日施行

(29 水経契第 251 号)

1 目的

水道局において共同企業体の結成を入札参加条件として定めてきた工事について、大規模工事における入札参加者の増加と競争性の向上を図るため、単体企業と共同企業体とを混合して参加させることができる競争入札（以下「混合入札」という。）を導入するに当たり、その取扱い等について定める。

2 対象工事

水道局において一般競争入札及び指名競争入札の方法により発注する工事で、予定価格が土木工事にあつては 5 億円以上、建築工事にあつては 6 億円以上、設備工事にあつては 2 億 5 千万円以上のものとする。ただし、政府調達協定の適用を受ける工事及び局長が特に必要があると認める工事は、対象工事から除外する。

3 共同企業体の結成方法

- (1) 共同企業体を結成し入札に参加する企業は、原則として、大企業者（資本金 3 億円を超え、かつ、従業員数 300 人を超える者）を代表者、中小企業者（資本金が 3 億円以下又は従業員数 300 人以下の者）を代表者以外の構成員とし、申込みを希望する業者は、事前に共同企業体を自主結成する。
- (2) 混合入札の入札参加条件は、原則として別表のとおりとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、2 者とする。
- (4) 共同企業体の出資比率については、代表者は代表者以外の構成員の出資比率を下回ってはならない。また、出資比率の最小限度基準は 30 パーセント以上とする。

4 共同企業体の資格確認及び指名選定

- (1) 共同企業体からは、当該工事の一般競争入札参加資格確認申請書又は希望票兼予定監理技術者等調書（以下「希望票」という。）の提出に併せて、建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を提出させる。
- (2) 提出された書類により入札参加資格審査を行い、適格と認めた共同企業体について資格確認又は指名選定を行う。
- (3) 共同企業体の構成員は、同一の案件において他の共同企業体の構成員又は事業協同組合の施工予定人となることはできない。また、構成員が別の発注工事に指

名されている場合又は指名を予定している場合、共同企業体としての申込みは失効として取り扱う。

- (4) 資格確認及び指名選定に当たっては共同企業体として取り扱う。一般競争入札の場合は、資格確認の結果、入札参加資格を認める共同企業体には、構成員のうち資格最上位の業者と同一の資格を与える。また、指名競争入札の指名選定については、原則として共同企業体の代表者の実績、成績等により選定を行う。指名する共同企業体には、構成員のうちの資格最上位の業者と同一の資格を与える。

5 単体企業及び共同企業体の選定数

- (1) 一般競争入札を適用する工事については、入札参加資格を認めた単体企業及び共同企業体全者を対象とする。
- (2) 指名競争入札を適用する工事については、原則として10者の単体企業及び共同企業体を選定する。ただし、希望者数が20者を超えた者は、希望者数の2分の1とする（小数点以下の端数は切り上げる。）。また、希望者数が10者に満たない場合はこの限りでない。

6 混合入札における中小企業への配慮

「東京都水道局技術力評価型総合評価方式試行要綱」（平成29年10月30日付29水経契第254号）及び「東京都水道局技術実績評価型総合評価方式試行要綱」（平成29年10月30日付29水経契第254号）に基づき技術力評価型総合評価方式及び技術実績評価型総合評価方式を適用する案件について、都内中小企業との共同企業体を結成した企業に対し、技術点の評価において配慮する。

7 入札参加資格確認及び指名

- (1) 一般競争入札の方法により発注する工事にあつては、一般競争入札参加資格確認委員会による資格審査の結果、入札参加資格を得られた単体企業及び共同企業体に対して、直ちに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を行う。
- (2) 指名競争入札の方法により発注する工事にあつては、指名業者選定委員会による資格審査の結果、入札参加資格を得られた単体企業及び共同企業体を指名するものとし、直ちに指名通知書の交付を行う。

8 共同企業体における契約保証金の取扱い

構成員のうちに、契約保証金を免除できる企業がある場合は、これを免除する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 30 日以後公告等を行う案件から適用する。

混合入札の入札参加条件

表1 土木工事（道路舗装・橋りょう・河川・水道施設・下水道施設・一般土木）

区分	予定価格	共同企業体（JV）		単体
		代表者	構成員	
1型	WTO適用額未満 10億円以上	Aの大企業者	A、Bの中小企業者	Aの業者
2型	10億円未満 5億円以上	Aの業者 Bの大企業者	Bの中小企業者	

表2 建築工事

区分	予定価格	共同企業体（JV）		単体
		代表者	構成員	
1型	WTO適用額未満 10億円以上	Aの大企業者	A、Bの中小企業者	Aの業者
2型	10億円未満 6億円以上	Aの業者 Bの大企業者	Bの中小企業者 Cの中小企業者	

表3 設備工事（電気・給排水衛生・空調）

区分	予定価格	共同企業体（JV）		単体
		代表者	構成員	
1型	WTO適用額未満 5億円以上	Aの大企業者	Aの中小企業者	Aの業者
2型	5億円未満 2億5千万円以上	Aの業者	Bの中小企業者	

表4 表1に該当しない土木工事

区分	予定価格	共同企業体（JV）		単体
		代表者	構成員	
1型	WTO適用額未満 5億円以上	大企業者	中小企業者	順位格付を 有する業者

表5 表2に該当しない建築工事

区分	予定価格	共同企業体（JV）		単体
		代表者	構成員	
1型	WTO適用額未満 6億円以上	大企業者	中小企業者	順位格付を 有する業者

表6 表3に該当しない設備工事

区分	予定価格	共同企業体（JV）		単体
		代表者	構成員	
1型	WTO適用額未満 2億5千万円以上	大企業者	中小企業者	順位格付を 有する業者

(注)

- 1 A、B及びCは、東京都水道局工事請負指名競争入札参加者指名基準第2（3）に定める等級をいう。
- 2 土木工事、建築工事又は設備工事とは、それぞれ東京都水道局工事請負指名競争入札参加者指名基準実施細目別表3に基づく、土木工事、建築工事又は設備工事に属する発注業種の工事をいう。
- 3 WTO適用額とは、政府特定調達協定における建設工事の適用基準額のことである。